

霧島市条例第58号
平成28年12月26日

霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 前田 終止

霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第258号）の一部を次のように改正する。

別表第3 溝辺ふれあい温泉センターの部中「250円」を「310円」に、「2,500円」を「3,100円」に、「5,000円」を「6,200円」に、「130円」を「160円」に、「1,300円」を「1,600円」に、「2,600円」を「3,200円」に、「310円」を「250円」に改め、同表横川健康温泉センターの部一般浴室の項中「250円」を「310円」に、「2,500円」を「3,100円」に、「5,000円」を「6,200円」に、「130円」を「160円」に、「1,300円」を「1,600円」に、「2,600円」を「3,200円」に改め、同表横川健康温泉センターの部ボランティア室の項及びふれあい室の項中「130円」を「150円」に改め、同表横川健康温泉センターの部大会議室の項中「130円」を「200円」に改め、同表備考中「250円」を「310円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。